

(資料 2—1)

デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係る
リスク評価書概要
(案)

2026 年 8 月 3 日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

1. デンマーク当局より、デンマーク産豚肉及び豚肉製品の対日輸出に際して、アフリカ豚熱 (African swine fever、以下「ASF」という。) 発生時に、発生農場から半径 20 km 圏内にその一部でも含まれる基礎自治体について、当該基礎自治体全域を単位としてゾーニング適用することを希望する旨、公式に通知があった。
2. このため、リスク評価チームは、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続」(平成20年3月31日付農林水産省大臣訓令) (以下「標準手続」という。) に従い、ASF 発生時に、ゾーニングを適用してデンマーク産豚肉及び豚肉製品を輸入することにより、ASF が我が国に侵入するリスクについて、農林水産省の送付した質問票に対するデンマーク当局の回答及び現地調査時に入手した情報等を用いて評価を行った。

II. 評価事項

1. リスク評価の対象品目は、デンマークにおいて飼養及びと畜された豚に由来する、冷凍又は冷蔵の肉及び内臓並びにそれらを原料とする製品とする。
2. 対象地域は、デンマーク王国 (デンマーク王国の自治領であるフェロー諸島及びグリーンランドを除く) とする。

Ⅲ. リスク評価（案）の概要

1. デンマークの概要

デンマークは、面積約 4.3 万 km²（九州とほぼ同じ）（フェロー諸島及びグリーンランドを除く。）、人口約 596 万人の北欧に位置する国であり、ドイツと陸路で国境を接するユトランド半島とその周辺の多くの島々からなる。

デンマークでは、動物衛生に関する行政区分の単位として、98 の基礎自治体がいわれている。なお、その他の行政区分として 5 つの地域区分が存在するが、これらは主として人の医療管理を目的に設置されている区分である。

平坦で肥沃な土壌を有し、約 6 割を農用地が占めており、国内で生産された農産物の約 3 分の 2 を輸出している。主要農産物は、小麦、大麦、生乳、豚肉等である。

また、デンマークは、欧州連合（European Union、以下「EU」という。）加盟国であり、EU 各国と経済圏を共有するほか、国境検査なしで国境を越えることを許可するシェンゲン協定の署名国でもある。

2. アフリカ豚熱（ASF）の発生状況

デンマークでは、現在に至るまで ASF の発生は一度も報告されていない。ASF は 2007 年にジョージアで発生して以降、アゼルバイジャン、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ等の欧州諸国に広がった。EU 加盟国においても、2014 年にはエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドで発生が確認されて以降、チェコ、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、ベルギー、スロバキア、ギリシャ、ドイツ、イタリア、クロアチア、スウェーデンで発生が確認されている。直近では、2025 年にスペインで野生イノシシにおける ASF の発生事例が報告された。

デンマークは、ユトランド半島南部でドイツと国境を接している。ドイツ領内のデンマークとの国境地域（シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州）における ASF の発生はない。

また、デンマークはスウェーデンと橋及び海底トンネルで繋がっている。上記の通りスウェーデンでは、2023 年 9 月に野生イノシシで ASF の発生が確認されたが、2024 年 9 月には清浄化が確認され、清浄国に復帰している。なお、スウェーデンにおいて当該発生が確認された地域は、デンマークからは遠方（直線距離約 400 km）に位置する。

3. 獣医体制及び法制度

デンマークの中央獣医当局は、デンマーク獣医食品庁（Danish Veterinary and Food Administration、以下「DVFA」という。¹⁾）であり、地方獣医当局である DVFA 配下の獣医検査ユニット（Veterinary Inspection Unit、以下「VIU」という。）が、DVFA 本部が決定した法令や政策等に基づきリスク管理措置を実行する。VIU は、家畜のサーベイランスや疾病発生時の緊急時対応を担当しており、それぞれ、北部ユニット、南部ユニット及び東部ユニットの 3 つの地域を管轄している。また、ASF

¹ 2026 年 1 月 1 日に、デンマーク獣医・食品庁（DVFA）はデンマーク農業・水産庁と統合され、「デンマーク食品・農業・水産庁（DVFAFA）」となった。本評価書においては、2026 年 1 月以降に接受した回答より引用した情報であっても、DVFA という名称を統一的使用することとした。

を含むリスト 1 疾病の発生時には中央及び地方にそれぞれ中央疾病管理センター (National Disease Control Center、以下「NDCC」という。) 及び地方疾病管理センター (Local Disease Control Center、「LDCC」という。) と呼ばれる対策本部が設置される。

人的資源として、DVFA は中央及び地方に獣医官を配置しているほか、民間獣医師とも契約し、一部の公的業務を委託している。

デンマークでは、生産者団体としてデンマーク農業食品委員会 (Danish Agriculture & Food Council、以下「DAFC」という。) が存在する。DAFC は、その傘下に豚病の診断施設を持ち、当該診断施設は DVFA が行う ASF のアクティブサーベイランスにサンプルの提供という形で貢献している。また、陸路国境でデンマークに入国する家畜運搬車両の洗浄・消毒を行っている。

デンマークでは、EU 規則である動物衛生法及び国内法である動物飼育法等の法令により家畜の防疫について規定し、より具体的な防疫措置の内容を防疫指針にて規定している。

このことから、デンマークにおいては、ASF の発生を適時に把握し、的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制及び法制度が整備されていると考えた。

4. 豚の飼養状況及び衛生管理

デンマーク全体の豚の飼養頭数は約 1,320 万頭であり、農場は都市部を除くデンマークの全域に分布する。デンマークでは、豚農場を中央家畜登録簿 (Central Husbandry Register、以下「CHR」という。) に登録された飼養目的により商用農場と非商用農場に区分している。非商用農場は、デンマーク国内の総豚農場戸数 (約 7,500 戸) の約 23% を占めるが、総飼養頭数に占める割合は 0.04% に過ぎない。デンマークの豚農場の大部分は家族経営であるが、多くの場合、繁殖農場から同じ生産者が経営する肥育農場に子豚を供給している。このため、豚が発育ステージによって複数の農場を移動するいわゆる「マルチサイト型」の生産が主流である。デンマーク国内では生体市場を介した豚の売買は行われていない。また、精液採取センターが 16 か所存在しており、全て DVFA によって承認又は登録を受ける必要がある。これらの施設から精液を出荷するに当たっては、バイオセキュリティ要件の遵守が求められる。

デンマークでは、豚を飼養する全ての農場は CHR に登録をされ、5 桁又は 6 桁の固有の登録番号が与えられる。CHR への登録は、非商用農場やペットとしての飼育にも義務付けられている。

全ての農場及び農場経営者は、適切なバイオセキュリティ措置を講じる義務がある。さらに、飼養頭数が、母豚 300 頭以上、肥育豚 3,000 頭以上又は離乳豚 6,000 頭以上のいずれかに該当する農場の農場経営者は、管理獣医師との契約並びに管理獣医師の助言の下でのバイオセキュリティプランの作成及び毎年の見直しが義務付けられている。バイオセキュリティプランには、豚舎への前室の設置等について盛り込む必要がある。農場は、管理獣医師と結んだ契約書を DVFA のデータベースに登録する必要がある。また、EU 規則により、農場経営者は、必要に応じて昆虫やげっ歯類の防除対策や動物、製品、車両及び人の施設への出入手続の設定といったバイオセキュリティ措置を講じる必要がある。

家畜豚に残飯由来の飼料を与えることは禁止されている。前述の飼養頭数に満たない小規模の農場については、管理獣医師との契約やバイオセキュリティプランの

作成等は義務付けられていないが、EU 規則によるバイオセキュリティ措置の実施や残飯給与の禁止については、規模や飼養目的に関わらず課されている。

農場の従業員等は、雇用から 30 日以内に、ナショナルリファレンスラボラトリーであるデンマーク獣医コンソーシアム（Dansk Veterinær Konsortium、以下「DK-VET」という。）が提供する e ラーニング講習を受講し、事業主はその者が適切に受講したことを記した文書を DVFA からの要請があれば、いかなる時でも提示する必要がある、これに違反した場合には、事業主には罰金が科せられる。また、全ての外国人労働者は ASF 発生国又は地域から食品を持ちこまないという契約を農場と結ぶ必要がある。この他、DVFA は DAFC の協力の下、生産者に対するバイオセキュリティの要点をまとめたリーフレットの配布や SNS 等を通じた周知を行っている。

毎年、全農場の 5 %に対して DVFA は査察を実施しており、査察の結果、農場が講じるバイオセキュリティ措置に問題点が見つかった場合には、その深刻度に応じて警告、是正若しくは飼養禁止の命令、罰金の科料、登録の抹消（家畜の飼養禁止）等の措置を講じることができる。農場が不適合を是正しない場合には、より厳格な制裁を適用したうえで再度査察を実施する。

農場の入口における車両の消毒は義務付けられていない。その代わり、家畜運搬車両や死亡畜の運搬車両は、農場の衛生管理区域内に立ち入ることが禁止されている。また、農場周囲の二重柵の設置は、屋外飼育を行う農場に対してのみ義務付けられている。

これらのことから、デンマークの農場は、DVFA の監督下で適切に管理・運営されていると考えた。また、デンマークでは ASF ウイルスを農場に侵入させないためのバイオセキュリティ措置の実施や、ASF 発生時の農場間の伝播リスクを適切にコントロールする体制が一定程度確保されていると考えた。

5. 食肉関連施設

デンマークでは、と畜場及び食肉処理施設を含む動物由来の食品を生産する全ての施設は、操業を始める前に DVFA によって承認される必要がある。DVFA は、承認後も原則年 4 回の定期的な査察を実施している。定期的な査察において不備が認められ、改善措置命令が出された場合には、改善後に再査察が行われ、それでもなお改善が見られない場合には、罰金や登録抹消等の行政処分が課される。

EU 規則に基づき、全ての豚はと畜場への到着に際して、獣医官によると畜前検査を受けなければならない。と畜後の全ての枝肉及び臓器は、獣医官又は獣医官の監督下で働く検査官の検査を受けなければならない。と畜前後検査で、ASF が疑われる所見があった場合には、DVFA 食肉検査ユニットの獣医官が VIU の獣医官に通報する。DVFA は、疑い事例及びその由来する農場の豚から採取されたサンプルについて、DK-VET において分析する。この分析が完了するまで、と畜場全体及び由来する農場を制限下に置く。また、と畜の分別管理については、平時においてもバッチごとに時間的区分を設けて処理が可能となっており、対日輸出向けの処理については、他のバッチを処理した後に清掃・消毒を行い、時間的に区分して処理することが可能である。

自家消費用に私有地内でと畜した豚肉の第三者への販売及び配布は禁止されており、また、私有地内でと畜した豚肉を当該敷地外へ持ち出すことも禁じられている。

また、豚を運搬する家畜運搬車両は、と畜場における荷下ろし後の速やかな洗浄及び消毒及び家畜の積み込み前の乾燥が義務付けられている。

このことから、と畜前後検査において ASF 感染豚を摘発し、適切に対応することは十分可能と考えた。と畜場及び出入りする車両を介して ASF が伝播するリスクを低減する消毒等の措置が講じられていると考えた。

6. トレーサビリティ及び移動管理

飼養豚は、原則的に耳標又はチップが埋め込まれた電子耳標を用いて群単位で識別される。耳標の装着は義務であり、耳標には少なくとも CHR 番号が記載されている。

豚が異なる所在地にある施設間を移動する際には、移動後 7 日以内に受け入れ先の施設が CHR に当該豚を受け入れた旨を通知する。これにより、豚の移動履歴を追跡することが可能。また、ASF 発生時には、家畜の移動履歴を追跡することで疫学関連農場を特定することが可能である。CHR 登録を行わない施設には、豚を移動させることができない。

CHR を用いた移動履歴の登録や耳標の装着を怠った場合、是正指導がなされ、これにも応じなければ罰金も科されうる。また、識別が適切になされていない場合、と畜場はその動物を受け入れてはならない。

デンマーク国内のと畜場及び食肉処理施設は、出荷元及び出荷先の事業者の両方を特定できる体制が整っている。豚肉や豚肉製品を市場に流通させる際には、生産農場固有の識別マークを製品に貼付する必要がある。

EU 域内での生きた豚の移動は、EU 加盟国共通の移動管理システムである TRACES に登録される必要がある。また、豚及び豚肉製品には、仕出国の獣医官によって承認された衛生証明書の添付が必要であり、由来国がわかる。

このことから、豚の移動については CHR を介して DVFA が適切に管理を行っており、最終製品から出荷元農場に追跡できる体制が整備されていると考えた。また、ASF 発生時に発生農場で飼養されていた豚の移動履歴を精密に追跡することで迅速に疫学関連農場を特定することが可能と考えた。

7. 検疫

デンマークは、EU 加盟国からのわずかな繁殖豚を除き、生体豚を輸入しておらず、また豚肉の輸入も極めて限定的である。精液については主に EU 加盟国からの輸入実績がある。他方、同国は世界有数の豚及び豚肉の輸出国であり、2021 年には年間約 1,427 万頭の並びに 110 万トンの豚肉を輸出している。

EU 域外から域内に輸入される動物及び畜産物は、必ず国境検査ポスト（Border Inspection Post、以下「BIP」という。）での輸入検疫検査を受ける必要がある。デンマーク国内には 11 か所の BIP が設置されている。EU 域外からのイノシシ科動物及びそれらに由来する畜産物の輸入については、ASF の清浄性を EU が認め、「輸入して差し支えない」とする第三国リストに掲載された国からのみ可能となっている。EU 域外から到着する旅客の携帯品・別送品については、税関職員に荷物の開梱及び違反品の収去権限が与えられており、動植物検疫を含めた全ての旅客手荷物及び郵便物を含む別送品の検査は税関が担当している。

EU 域内では人及び物の通行の自由が守られているため、政府は原則として国境において輸入検疫等の国境管理措置を講じてはならないとされている。ただし、EU

加盟国において ASF が発生した場合、EU 規則に基づき制限区域が設定され、当該地域からの動物や畜産物の移動が制限される。また、デンマークでは、EU 加盟国の制限区域内に由来する肉や他の EU 加盟国を経由して違法に持ち込まれた EU 域外由来の肉については、一時的に DVFA が警察と協力して国境付近で不定期に監視活動を行うことがある。また、ASF などの疾病が国内に侵入することを防ぐ目的で、生産者団体である DAFC が国内に入る家畜運搬車両の清掃・消毒及びその運用に関する基準を輸送規格として定めている。この規格では、豚を他の EU 加盟国に搬送した家畜運搬車両は、デンマーク国内に再入国する際に必ず消毒ポイントに立ち寄り、洗浄・消毒を受けることが定められている。さらに、搬送先国のリスクレベルに応じて、車両に対する検疫期間が設けられており、この検疫期間を経過しないうちに当該車両がデンマーク国内の農場等への立ち入りは許可されない。当該規格の遵守状況は、車両に取り付けられた GPS 情報に基づいて DAFC が監視している。この規格は生産者団体自身が独自に定めた法的強制力を伴わないものであるが、デンマーク国内のほとんどの農場が DAFC に加盟していること、家畜運搬車両の農場への入場に際して洗浄・消毒を実施したことの証明を求めることから、デンマーク入国の洗浄・消毒は、事実上義務的なものとして徹底され、繰り返しの違反が確認された際には違反金等が課される。

デンマーク国内への ASF の侵入リスクを減らすための行動計画の一環として、複数の言語による運送規程のパンフレットがトラック運転手に配布されているほか、全国の幹線道路や幹線道路沿いの全ての休憩所に食品残渣を密閉できるゴミ箱に廃棄することの重要性を伝える標識が掲示されている。また、デンマーク国内の空港には、ASF に対する認識を高める目的で作成されたポスターや PR 動画が提供されている。

デンマークから畜産物を輸出する際は、DVFA の食品検査ユニットの獣医官が、仕向国の輸入条件を満たす製品であることを確認した上で、衛生証明書を発行する。衛生証明書の発行に際しては、と畜場や食肉処理施設等の食品関連事業者から当該製品のトレーサビリティに関する情報等の提供を受け、これを参照する。

このことから、デンマークにおいては、EU 域外の国からの ASF の侵入防止措置が十分機能している一方、EU 域内の他国については、これらの国とデンマークとの国境にて手荷物等における輸入検疫等の国境措置が講じられていないことから、デンマーク国内へ持ち込まれる畜産物等を介してウイルスが侵入するリスクは無視できないと考えた。

一方、デンマークには仕向国の輸入条件を満たした豚肉及び豚肉製品を輸出する制度が整備されていると考えた。

8. 診断機能

デンマークにおいて ASF 診断を担うナショナルリファレンスラボラトリーは、DVFA により指定された国立血清研究所とコペンハーゲン大学獣医動物学部で構成されるコンソーシアム (DK-VET) である。DK-VET は ASF の診断が可能な同国唯一の診断施設であり、ELISA、免疫ペルオキシダーゼ法及び PCR による ASF 診断が可能である。DK-VET の診断技能は ISO/IEC 17025 の認定を受けている。

また、欧州のリファレンスラボラトリーが提供する技能試験に参加しており、直近 (2023 年) の技能試験で適切な検査能力を有することが確認されている。DK-VET は常時 (24 時間) 検査が可能であり、ASF について週あたり 6,000-9,000 回の PCR

1 検査及び 500 回の血清学的検査を処理する能力を有している。

2 このことから、デンマークでは ASF の診断及びサーベイランスを適切に実施で
3 きる体制が整っていると考えた。

4 9. 野生動物の管理

5 デンマークには元来野生イノシシはほとんど生息していなかったが、2000 年代
6 初期に隣国であるドイツにおいて生息頭数の増加が認められ、その一部がデンマー
7 ク国内へ侵入し、定着するようになった。2018 年には、ASF の伝播リスクを低減
8 する目的で野生イノシシ根絶計画が策定され、実施に移された。その結果、2022 年
9 には同国内での野生イノシシの根絶が達成された。

10 また、国境を接するドイツからの野生イノシシの侵入を防止するため、国境地域
11 では野生イノシシの侵入防除措置が継続して講じられている。ユトランド半島南部
12 のドイツ国境沿いに 67 km にわたる鉄柵を設置したほか、狩猟強化のための法令
13 の改正、捕獲強化のための餌場や罠の設置、野生イノシシ群の監視の強化等が実施
14 されている。万一、国内への野生イノシシの侵入が確認された場合には、デンマー
15 ク自然庁の職員による狩猟が実施される。これらの措置により 2023 年 12 月現在
16 までは侵入を許した野生イノシシは、鉄柵の開口部を通じて侵入した 1 頭のみであ
17 り、当該個体は侵入後に駆除されている。

18 また、野生イノシシの監視活動として、DVFA は通報のためのスマートフォンア
19 プリを無料で提供し、国民や狩猟者への通報への協力を呼び掛けている。特に狩猟
20 者に対しては、イノシシ目撃時の通報の義務が課されている。寄せられた野生イノ
21 シシに係る情報はデータベースに集約されて、DVFA のウェブサイト上で公表され
22 ている。

23 なお、デンマークに ASF を媒介する *Ornithodoros* spp. のダニは生息していない
24 とされている。

25 このことから、デンマークでは、2022 年に野生イノシシの根絶に成功しているこ
26 と、その後も有効な ASF の侵入防止措置が継続的に講じられていることから、野
27 生イノシシを介して ASF が侵入及びまん延するリスクは極めて低いと考えた。

28 10. サーベイランス

29 商用または非商用にかかわらず、家畜の飼養者には、リスト 1 疾病の疑い（特定
30 の臨床症状、発熱、死亡率の増加等）が認められた場合に直ちに獣医師に通報する
31 義務が課されており、診察を行った獣医師は、リスト 1 疾病を疑った場合には直ち
32 に当該地域を管轄する VIU に通報しなければならない。通報を受けた VIU は、当
33 該農場に立ち入ってサンプリングを行い、採取したサンプルを DK-VET に送付し
34 て診断に供する。2018 年から 2021 年にかけて 32 件の検査が実施されたがいずれ
35 も陰性だった。

36 家畜豚に対するアクティブサーベイランスとしては、DAFC 傘下の診断施設が行
37 う豚繁殖・呼吸障害症候群の診断検査のために提出されたサンプルの一部を用いて、
38 DK-VET が ASF 検査を行っている。年間 300 頭程度の家畜豚の検査が行われてお
39 り、これまでは全て陰性の結果が得られている。

40 野生イノシシについては、デンマークでは 2022 年に野生イノシシの撲滅が宣言
41 されている。さらにこれを補完する野生イノシシ撲滅計画の一環として、生きてい
42 る又は死亡している野生イノシシが目撃された際の通報システムが整備されてい

る。捕獲されたこれらの野生イノシシについてはサンプルを採取し、DK-VET において ASF の検査が実施される。2018 年以降、154 頭の野生イノシシの検査が実施されているがいずれも陰性であった。

このことから、デンマークでは平時から ASF の発生状況を監視する体制が整備されており、発生時においても平時のサーベイランスをベースとした強化サーベイランスが適切に実施可能と考えた。

1 1. 家畜豚における ASF 防疫対応

飼養者と獣医師は、ASF を含むリスト 1 疾病が疑われる場合、通報する義務を負っている。通報を受けた VIU は、DVFA 本部の動物衛生課と情報を共有する。その後、VIU の獣医官は当該農場を訪問する。獣医官は、体温測定を含む臨床検査及び死亡畜に対する剖検等を行い、疑わしい臨床症状や病理所見が確認された場合には、当該豚及びその同居豚から扁桃、脾臓、リンパ節、腎臓及び必要に応じて血液をサンプリングする。サンプルは警察によって DK-VET に輸送される。DK-VET での検査結果は、サンプルが到着してから 24 時間以内に提供される。検査結果が陽性となった場合は、DVFA から ASF の発生が宣言される。

ASF が確定した場合、DVFA が定める防疫指針に基づき、全体指揮を執る NDCC 及び発生地において現場の指揮を執る LDCC が組織される。また、DVFA は発生に伴う輸出停止等の措置を講じる。

発生農場においては、LDCC が、デンマーク緊急事態庁及び警察の協力のもと、発生農場で全ての飼養豚の殺処分を行う。殺処分は、確定診断の後、可能な限り速やかに開始される。殺処分された死体は、原則としてレンダリング施設又は焼却施設に運ばれる。2026 年 5 月時点で稼働中の豚のレンダリング施設はデンマーク国内で 1 施設のためのため、殺処分された死体を基礎自治体を越えて移動させる可能性がある。全ての輸送業者（下請けを含む）は、DVFA によって登録されており、当該死体の運搬時には密閉したコンテナに入れ、コンテナや車両を消毒するなど、DVFA との契約に基づいた一定の要件を満たす必要がある。なお、デンマーク政府は新たに 3 か所のレンダリング施設と契約を締結済みで、近い将来合計 4 か所のレンダリング施設が稼働する見込みである。飼料、敷料、肥料等、汚染されている可能性のある全ての物品は焼却される。殺処分終了後、農場の清掃・消毒が行われる。発生農場にウイルスが侵入したと推定される時期に飼養されていた豚に由来する肉及び加工品は、CHR データ等を利用して追跡され、廃棄処分等される。

家畜豚で ASF が発生した場合には、NDCC が LDCC と協議の上、原則として発生農場の半径 3 km 及び半径 10 km 以内の地域をそれぞれ保護区域（Protection Zone、以下「PZ」という。）及び監視区域（Surveillance Zone、「SZ」という。）（併せて「制限区域」という。）に指定する。VIU は、PZ 内の全ての豚農場及び SZ 内の 20% の豚農場を訪問して、対象の豚群の臨床検査を行うと共に試験室検査用のサンプルの採取を行い、DK-VET に送付して ASF 検査を実施する。万一、制限区域内に野生イノシシが生息する場合には、これらの野生イノシシに対して前述した平時において実施されるサーベイランスと同様のものが継続される。また、生きた豚、精液、豚肉等の移動は制限される。さらに、制限区域内の農場で新たに豚が死亡した場合には、当該農場は LDCC に報告しなければならない。

制限区域の解除に当たっては、前述の農場訪問による臨床検査及び採取されたサンプルに対する試験室検査が全て陰性かつ発生農場における清掃・消毒から原則 45

日経過（最短で 30 日に短縮可能）している必要がある。一方、ASF の発生が孤発的な事例でない場合には、設定された制限区域は解除されず、欧州委員会及び他の EU 加盟国の承認を得て、ゾーンⅢ（Restricted ZoneⅢ、以下「RZⅢ」という。）と呼ばれる区域に置き換えられ、その周縁にバッファゾーンとしてゾーンⅠ（Restricted ZoneⅠ、以下「RZⅠ」という。）が設定される。RZⅢや RZⅠ内では引き続き豚、精液、豚肉等の移動が制限される。RZⅢの解除に際しては、過去 12 か月間、家畜豚において ASF の発生がないこと等の要件を満たすことを条件に RZⅠへと緩和される。RZⅠは、地理的及び時間的状况や疫学情報に基づくリスク評価結果を考慮して、欧州委員会により解除される。

ASF 発生時の発生農場に対する疫学調査は、NDCC と LDCC の疫学チームが連携して実施する。「疫学関連農場」は、「当該事案の通報日から遡って 15 日以内に当該発生農場と直接的又は間接的に接触した可能性のある農場」と定義され、該当する農場で飼養される動物は、感染疑い事例として扱われる。発生状況や収集された疫学情報に基づき、正当化される場合には発生農場や感染疑い事例周辺の動物を予防的に殺処分することができる。

発生農場への豚の再導入は、清掃・消毒の完了が DVFA によって承認された日から少なくとも 45 日が経過していることかつおとり豚を用いた所定のサンプル数の抗体検査によって陰性が確認されていること等が要件となっている。ただし、清掃・消毒から 3 か月以上が経過していれば、おとり豚の抗体検査を実施する義務は課されない。

と畜場、国境検査所及び輸送施設において発生した場合には、収容されている豚は全て殺処分され、施設は VIU によって清掃・消毒される。また、当該施設は一定期間閉鎖される。これらの施設において、ASF 発生が確認された場合は、VIU は、由来農場も調査する。

農場で ASF が発生した場合、DVFA は家畜の所有者に対し、動物や物品の処分及び発生により失われたと推定される収入の一定割合を補償する。動物や物品の処分に係る補償については、通報が適切になされていない場合又は当該農場におけるバイオセキュリティ措置が不十分である場合、減額又は取消される。一方、疾病発生によって営業ができない間に発生した損失については、通報が適切になされていなければ、補償を減額又は取消されることがあるが、当該農場におけるバイオセキュリティ措置の実施状況は補償額の増減には勘案されない。

このことから、デンマークでは、家畜豚における ASF の発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されており、発生を早期に把握すると共に適切に封じ込めを行い、強化サーベイランスを通じて清浄地域・非清浄地域を特定する能力があると考えた。

1 2. 野生イノシシにおける ASF 対応

野生イノシシは、現地調査時点ではデンマーク国内から根絶されているが、同国内で野生イノシシにおける ASF の発生が確認された場合に備えて、家畜豚と同様に発生時の対応を定めたマニュアルが作成されている。国内で死亡した又は生きた野生イノシシが発見、報告された場合には、DVFA が捕獲（狩猟を含む）してサンプリングを行い、DK-VET にて ASF の検査が行われる。ASF 陽性となった場合には、家畜豚で陽性が確認された場合と同様に NDCC 及び LDCC が設置され、NDCC には獣医師、ハンター、疫学者及び野生動物の専門家で構成される特別専門家チー

ムが設置される。ASF 陽性が確認された野生イノシシは、殺処分後にレンダリング施設又は焼却施設に運ばれて処理される。

万一、野生イノシシで ASF が確認された場合、NDCC が LDCC と協議の上、管理区域（Control Zone、以下「CZ」という。）を設定する。CZ の大きさは、リスクを考慮して設定される。LDCC は、CZ 内の全ての農場を監視下に置き、CZ 内の農場に対して、PZ 又は SZ 内の農場と同様の強化サーベイランス及び移動制限、立入制限を行う。また、当該地域の野生イノシシを根絶することを目的として、柵の設置による野生イノシシの封じ込め措置を含めた対策を講じる。デンマークとの国境付近のドイツ側でイノシシにおける ASF が確認された場合も、CZ が設定される。

CZ は原則的に、欧州委員会によりゾーンⅡ（Restricted ZoneⅡ、以下「RZⅡ」という。）に置き換えられ、その周縁にバッファゾーンとして RZⅠが設定される。これらのゾーンでは、引き続き生きた豚、豚肉、遺伝資源等の移動制限が講じられる。RZⅡの解除に際しては、過去 12 か月間野生イノシシにおいて ASF の発生がないことを条件に RZⅠへと緩和され、RZⅠは、地理的及び時間的状況や疫学情報に基づくリスク評価結果を考慮して欧州委員会により解除される。

このことから、デンマークには、野生イノシシにおける ASF 発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されており、専用のアプリや狩猟者による野生イノシシの発見時の通報や駆除体制が維持されているとともに、ナショナルリファレンスラボラトリー等での検査を通じた ASF 発生の速やかな把握と、適切な封じ込めの実施に加えて、強化サーベイランスを通じて清浄地域・非清浄地域を特定する能力があると考えた。

1 3. ゾーニング適用単位

発生農場から半径 20 km 圏内にその一部でも含まれる基礎自治体について、当該基礎自治体全域をゾーニングの適用単位とすることについては、以下の点から適用可能であると考えた。すなわち、ASF ウイルスの拡散に大きな役割を果たす野生イノシシが 2022 年に根絶されていること、さらに野生イノシシ群間の ASF の拡散速度は比較的遅いことが東欧の発生事例から示されていること、である。

一方で、過去に評価した他国のゾーニング適用単位の面積（中央値）と比較すると、今回の適用単位は相対的に小さいため、リスク評価時に想定されたデンマーク当局による封じ込め措置が想定に反して機能しなかった場合には、リスク管理上の地理的マージンの拡大、変更を検討する必要がある。

IV. 結果

これらの点を考慮すると、本報告書に記載された早期通報、バイオセキュリティやサーベイランス等の体制が維持されていることに加え、野生イノシシの侵入監視及び駆除の体制が維持され、イノシシによる ASF 拡散リスクが極めて低い状況が維持されていることを前提として、デンマークは、発生農場から半径 20 km 圏内にその一部でも含まれる基礎自治体について、当該自治体全域を単位として ASF ゾーニング（日本側が指定する地域に由来する豚を、指定地域に所在する施設で処理し、適切に分別管理された製品のみを日本向けに輸出することを輸入条件として要求すること）を適用可能な体制が備わっていると考えた。

ただし、適用に際して、以下の点について留意する必要があると考えた。

- ① デンマークは現時点において ASF 未発生国であり、発生時に執るべき、関連法規などに定められた防疫措置を講じ、かつ運用した実績がないこと。
- ② ドイツ等の周辺諸国で ASF の発生が継続している中であって、EU 加盟国との国境における手荷物の輸入検疫等の国境措置が講じられていないこと。
- ③ 過去に評価した他国のゾーニング適用単位の面積（中央値）と比較すると、今回の適用単位は相対的に小さい。そのため、リスク評価時に想定されたデンマーク当局による封じ込め措置が想定に反して機能しなかった場合には、リスク管理上の地理的マージンの拡大、変更を検討する可能性があること。

以上のことから、デンマークにおける ASF 発生時の豚肉及び豚肉製品の輸入について、デンマークに対し、以下の適切なリスク管理措置を課すとともに、ASF のゾーニングを適用して、発生の認められない地域に限定することにより、我が国に ASF が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

- ・ デンマークにおいて、家畜豚又は野生イノシシで ASF の初発事例が認められた場合や、デンマークが設定する制限区域外で ASF が発生した場合、デンマーク全土からの豚肉及び豚肉製品の輸入を一時的に停止し、発生状況や防疫措置等の実効性を確認した上でゾーニングを適用した輸入を再開すること。
- ・ 農場におけるバイオセキュリティ措置、家畜豚のサーベイランスの強度並びに野生イノシシの侵入監視及び駆除の体制が維持されることを家畜衛生条件に明記すること。